

公 示

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 8 年 3 月 9 日

海上保安庁長官

瀬口 良夫（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
- (2) 住 所 東京都港区虎ノ門 2 丁目 10 番 1 号

2 水路測量を実施する区域及び期間

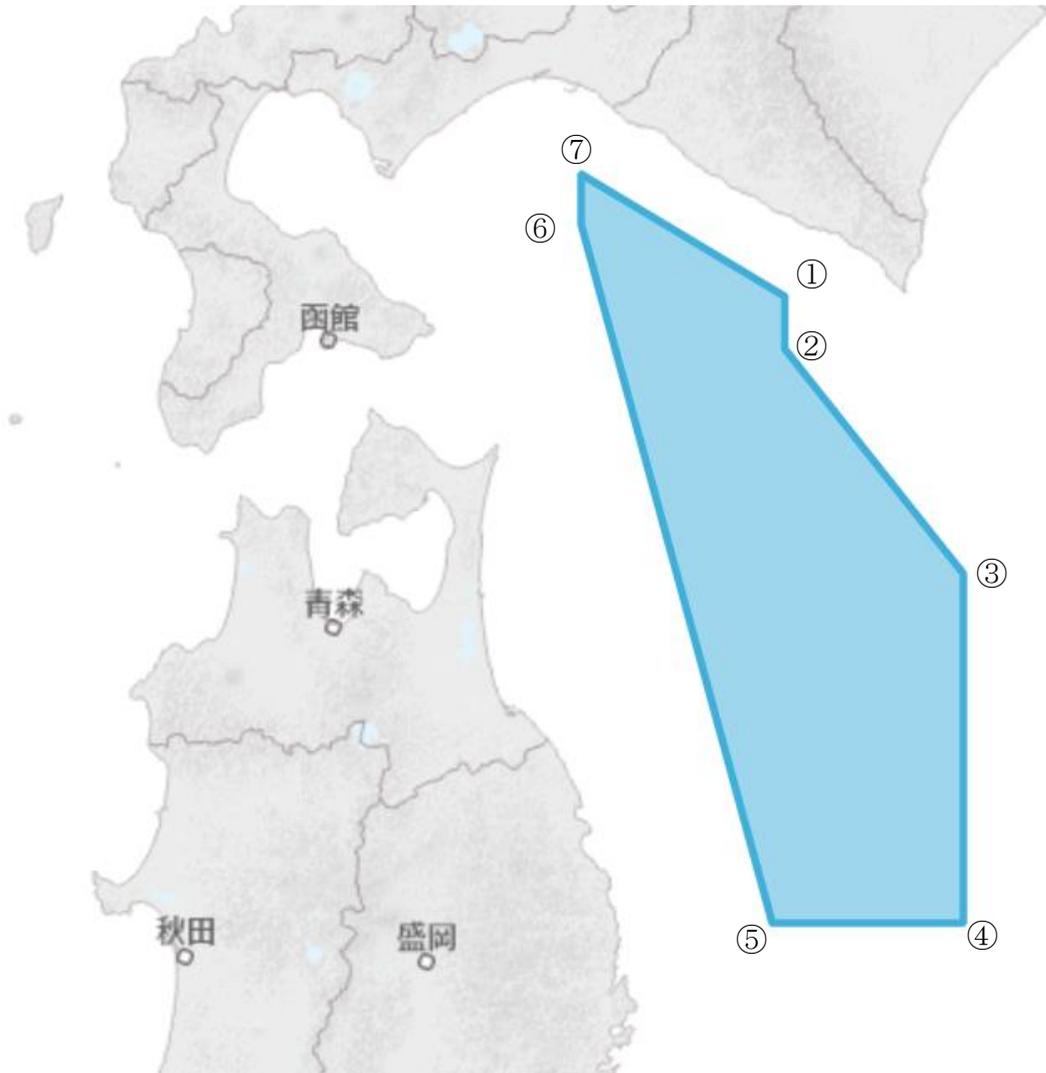
- (1) 区 域
北海道日高町沖海域（別添付図のとおり）
- (2) 期 間
令和 8 年 4 月 15 日～令和 8 年 5 月 19 日

3 水路測量の実施方法

音波探査、DGNSS による測位、シングルビーム測深機による水深測定

4 その他必要な事項

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）第六条に定める標識を掲揚



背景図：海上保安庁、(C) Esri Japan

No	緯度			経度		
1	41 °	54 ′	43 ″	142 °	42 ′	59 ″
2	41 °	44 ′	33 ″	142 °	42 ′	51 ″
3	41 °	00 ′	00 ″	143 °	30 ′	00 ″
4	39 °	50 ′	00 ″	143 °	30 ′	00 ″
5	39 °	50 ′	00 ″	142 °	40 ′	00 ″
6	42 °	08 ′	54 ″	141 °	49 ′	24 ″
7	42 °	19 ′	00 ″	141 °	49 ′	25 ″